

外国籍の従業員を雇用されている事業者の方へ

キャタピラー教習所株式会社  
東関東教習センター

## 当センターの各種講習を受講させる場合には 日本語の理解力を必ず確認してください

当センターでの講習は、すべて日本語で実施いたします。

当センターでは、日本語が堪能でない方への教育効果を重視し、「読む」「聞く」について、一定の日本語理解力を提示いただけない場合には受講をお断りしております。安全知識を十分に習得できないまま就業し、知識不足から労働災害を引き起こすことのないようにするための措置です。

下記の注意事項をご承知いただいた上でお申し込みください。

### 共通事項:

- 受講当日には、本人確認のため、在留カードまたは特別永住許可証の「原本」の提示が必要です。原本の提示がない場合は受講できません。更新手続きのために原本が手元がない場合も同様です。予約時に更新時期をよく確認してください。
- テキスト、説明資料、講師の指示説明はすべて日本語です。
- 通訳の同伴はできません。
- 講習中に特別な配慮はいたしません。
- 講師の指示が理解できないと当センターで判断した場合は、受講継続をお断りする場合があります。
- 事前学習のためのテキスト先渡し等については、ご相談を承ります。
- 通称の修了証への記載については、制限はありますが、ご相談を承ります。

### 技能講習:

- 口述試験は行いません。
- 学科試験問題にはひらがなで振り仮名をつけています。

### 特別教育・安全衛生教育:

- 従業員の日本語理解力を事業者に担保していただきます。  
ホームページにある「受講者が十分な日本語の理解力を持つことを保証する申告書」を講習毎に作成し、申込書に添えて提出してください。添付がない場合は受講できません。  
ただし、特別永住許可証を提示の場合は、上記の申告書の提出は不要です。

すべての関係者の安全安心のための施策です。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上